

## ■ 林野火災注意報・林野火災警報制度について

### ◆ 制度の概要

新川地域消防組合火災予防条例の一部改正により、新たに「林野火災注意報」と「林野火災警報」が設けられ、令和 8 年 3 月 1 日から運用が開始されます。

乾燥や強風などにより林野火災が起こりやすくなった際に、火の取り扱いに関する制限を行う制度です。

### ◆ 火気使用制限の内容（新川地域消防組合火災予防条例第 39 条）

- ・ 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・ 煙火を消費しないこと。
- ・ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ・ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。



火気の使用制限の対象となるのは、林野地域（山林のある地域）です。

林野地域に該当するかどうかは、最寄りの消防署までお問い合わせください。

#### 【林野火災注意報】

林野火災注意報は、火の使用制限について努力義務を課すために発令するものです。

#### 【林野火災警報】

林野火災警報は、火の使用制限について義務を課すために発令するものです。

※火の使用制限に違反した者に対して消防法に基づき 30 万円以下の罰金又は拘留が科せられる場合があります。

## ■ 林野地域でのたき火の届出について(3 月～5 月)

春先は空気が乾きやすく、林野火災が発生しやすい季節です。

そのため、林野地域で 3 月から 5 月にたき火を行う場合は、事前に消防署への届出が必要です。

---

## ● たき火を行う際の注意事項

- ・ 周囲に枯れ草や可燃物がないか十分に確認する。
- ・ 消火用バケツや消火器など、すぐに火を消せる準備をする。
- ・ 強風時や空気が乾燥している日は実施しない。
- ・ その場を離れず、火が完全に消えるまで見守る。



---

住民の皆さまのご理解とご協力が、林野火災の防止につながります。  
安心・安全な地域づくりに、引き続きご協力をお願いいたします。